

評釈

「分割出願の活用事例についての検討」

— 令和 6 年度特許委員会第 2 部会第 1 グループ、『パテント』Vol.79 No.7 (2026 年) 29-37 頁 —

Claude Fable 5.1

2026 年 9 月 13 日

要旨

本論説¹は、平成 31 年 1 月 1 日から令和 6 年 4 月 17 日までに裁判所ウェブサイトで公開された特許権侵害訴訟の判決 447 件を母集団とし、分割出願に係る特許権が行使された 16 事例を「充足性の強化（上位概念化）」「充足性の強化（対象製品への当て込み）」「有効性の強化」「その他」に整理した委員会報告である。審査経過と被告製品の上市時期を突き合わせて権利化戦略を読み解く手法は実務上の有用性が高く、とりわけ訴訟での被疑侵害者の主張を後続の分割クレームに反映させた事例（No.8）や、侵害立証が容易な外形的特徴でクレームを構成した事例（No.9・No.11）の分析は明細書設計に直結する。他方、①出願年ベースの分割比率 12.4%と訴訟ストックにおける約 35%を並置する統計比較、②侵害認容率の分母が本文の母集団と一致しない点、③特許法 50 条の 2・39 条・出願経過参酌・均等論第 5 要件など分割ファミリー固有の法的制約への言及の欠如、④国内外の先行研究・政策動向への不参照、の各点で補強の余地が大きい。本評釈では、主要な事実関係を一次・準一次資料で確認したうえで、統計の読み方を再整理し、法的枠組みと国際比較を補い、実務への示唆を「上位概念化・当て込み・有効性強化・時間軸・立証軸」の 5 軸で再構成する。

1. 対象論説の書誌と概要

対象論説は、日本弁理士会『パテント』Vol.79 No.7 (2026 年) 29-37 頁に、特集「令和 6 年度特許委員会の活動報告」の一編として掲載された。執筆は令和 6 年度特許委員会第 2 部会第 1 グループ（小林正和ほか 10 名）、原稿受領は 2026 年 3 月 6 日である。共著者の山本航介弁理士が 2025 年に逝去された旨が注記されている¹。

調査方法は、最高裁判所の裁判例検索で権利種別「特許権」として抽出した 447 件のうち、①特許権を行使した裁判例 339 件、②J-PlatPat 等で対象特許を確認し「分割出願に係る特許権の行使の裁判例（親出願を権利行使する裁判例を含む）」117 件を抽出し、③「有意な知見を含む」16 件を分析対象とするものである。あわせて特許行政年次報告書 2024 年版に基づき、2023 年の分割出願比率が 12.4%であること、訴訟 339 件中 117 件（約 35%）が分割関連であること、侵

害認容率が通常出願 57 件/185 件（約 30.8%）に対し分割出願 51 件/97 件（約 52.6%）であることを示す¹。

主張の骨子は、(1)他社製品に当て込んで権利行使を容易にする手法として、構成要件の上位概念化・削除、審査経過を踏まえた有効性強化のための限定、侵害立証が容易なクレームでの権利化が有効であること、(2)分割の繰り返しによる柔軟な権利化や、親出願が審判係属中の場合の分割＋早期審査による早期権利化といった臨機応変な戦略が用いられていること、(3)クレーム化に無理があるとサポート要件違反等が生じ得ること、(4)後の分割を見据えて明細書の実施例と技術的意義・機能の記載を充実させるべきこと、の 4 点である¹。

本論説は学術論文ではなく委員会活動報告であり、理論構築や先行研究との対話よりも、実務家が参照しうる事例集としての網羅性と有用性に主眼がある。本評釈もその性格を踏まえ、事実の正確性、統計の読み方、法的枠組みの補完という三つの観点から検討する。

2. 総合評価

第一に、実務的価値は高い。分割出願を「単一性違反の回避手段」ではなく「発売後の他社製品への当て込み手段」として正面から捉え、親出願と分割出願のクレームの差分、審査経過（拒絶理由通知・情報提供・早期審査・面接）、被告製品の上市時期という三つの時系列を突き合わせて権利化の意図を読み解く分析手法は、知財部門が自社ファミリーの設計や他社ファミリーの監視に直ちに転用できる。

第二に、しかし統計分析の説得力は限定的である。「12.4%対約 35%」の比較は出願フローと訴訟ストックという異なる次元の数値を並置しており、認容率の分母（185 件＋97 件＝282 件）は本文の母集団（339 件・117 件）と一致しない。訴訟に至る特許が価値の高い少数に偏るという選択バイアスも論じられていない（第 3 章）。

第三に、法的分析には重要な欠落がある。分割ファミリーの権利化・権利行使を規律する特許法 50 条の 2（同一拒絶理由通知に伴う補正制限）、39 条（同一発明の扱い）、親出願の出願経過の参酌、均等論第 5 要件との関係は、いずれも「当て込み」戦略の実効性を左右するが、本論説は触れていない（第 5 章）。

第四に、先行研究への言及が皆無である。米国では継続出願が訴訟特許に偏在することが 2004 年以降実証的に示されており¹⁸¹⁹、本論説の観察はこれと符合する。この接続があれば「日本でも同じ構造がある」という発見の含意は格段に強まったはずである（第 6 章）。

総じて、実務家向け事例報告としては水準以上であり、特に No.8・No.9・No.11 の分析は白

眉といえる。一方、統計的主張と政策的含意を引き出すには本評釈で補う程度の再整理が必要である。

3. 調査方法と統計分析の検討

3.1 母集団とスクリーニング

裁判所ウェブサイトに掲載される判決は全判決の一部であり、掲載の有無は裁判所の判断による。したがって母集団 447 件はそれ自体が公開バイアスを含む。もっとも、特許権侵害訴訟の判決は他の事件類型に比べ掲載率が高いとされ、実務的な分析の母集団としては許容範囲であろう。

より本質的な問題は、117 件の定義に「親出願を権利行使する裁判例を含む」とされている点である。分割出願を有するファミリーの親特許を行使した事件を「分割出願に係る特許権の行使」に算入すると、分割クレーム固有の効用（上位概念化・当て込み）を論じる本論の主題と統計の外延が一致しなくなる。No.7 のように親特許と分割特許を同時に行使した事件は当然含めてよいが、親特許のみを行使した事件が何件含まれているかは示されておらず、「約 35%」の解釈に幅が残る。また 16 件の抽出基準「有意な知見を含む」は各委員の判断に委ねられており、117 件中 16 件（約 14%）がどのような理由で選ばれたかは記載がない。事例集としては差し支えないが、統計的代表性を主張する材料にはならない。

3.2 「12.4%」と「約 35%」の比較

2023 年の特許出願件数 300,133 件²に対する分割出願 37,279 件³の比率は 12.42%であり、論説の 12.4%は正確である。しかしこれは 2023 年に出願されたフローの比率であり、他方の約 35%は判決公開時点（2019–2024 年）で係争中の登録特許というストックの比率である。係争特許の多くは 2005 年から 2016 年頃の出願と推測され、当時の分割比率は現在より低かった。分割出願の実数は 2014 年 27,878 件、2019 年 27,665 件、2020 年 26,827 件、2021 年 29,319 件、2022 年 33,528 件、2023 年 37,279 件と推移しており³、論説図 1 に示された 2014 年の出願総数（約 32.6 万件）に照らせば同年の分割比率は約 8.5%と概算される。

したがって、論説が「3 倍近く」とする差は、係争特許の出願年代の分割比率を分母に取ればさらに大きく見える一方、そもそも次元の異なる数値の比較であるため、比率の大小をもって「分割が有効」と結論づけることには慎重であるべきである。より適切な比較対象は、同時期に登録されていた特許の全体に占める分割由来特許の比率（登録ストック中の分割比率）であるが、これは公表統計から直接には得られない。本論説の統計は、「分割由来の特許が訴訟において目立って多い」という観察の記述にとどめ、因果的含意は付さないのが妥当である。

3.3 侵害認容率の分母と定義

論説は通常出願 57 件/185 件、分割出願 51 件/97 件の認容率を示すが、185 件+97 件=282 件は権利行使事例 339 件とも分割関連 117 件とも一致しない。注 5 に「原審と控訴審の判決が出ている事件は控訴審の結果のみを用いて集計した」とあることから、339 件から一審・控訴審の重複 57 件を控除し、117 件から同 20 件を控除した結果と読むのが自然である。しかし本文はこれを明示しておらず、読者は「約 35%」（母数 339 件・117 件）と「認容率」（母数 282 件・97 件）で母集団が切り替わることを見落としやすい。

また、「認容」に一部認容を含めるか、無効の抗弁が認められて棄却された件をどう扱うか、複数特許を行使した事件で分割特許と通常特許の結論が分かれた場合にどちらに計上するか、といった定義が示されていない。52.6%という数値は印象的であるが、その頑健性は担保されていない。評者の整理を表 1 に示す。

表 1 論説の集計値と評者の整理

指標	論説の値	評者の確認・整理
2023 年の分割出願比率	12.4%	出願 300,133 件 ² 、分割 37,279 件 ³ 。12.42%で正確。ただし出願年ベースのフロー指標
権利行使事例中の分割関連	117 件/339 件（約 35%）	34.5%。「親出願を権利行使する裁判例を含む」定義のため外延に幅あり。訴訟ストック指標
侵害認容率（通常）	57 件/185 件（約 30.8%）	分母 185 件は 339 件－117 件=222 件と不一致。注 5 の重複控除（57 件）と推定されるが本文に明示なし
侵害認容率（分割）	51 件/97 件（約 52.6%）	分母 97 件は 117 件から重複 20 件を控除したものと推定。「認容」の定義（一部認容・無効の抗弁）は不明
2024 年の出願件数	（論説の対象外）	306,855 件 ⁴ 。分割の実数（2024 年）は本評釈では未確認

3.4 選択バイアスと因果の方向

訴訟に至る特許は、価値が高く権利範囲と有効性が慎重に設計された少数の特許に偏る。価値の高い発明ほど出願人は分割を重ねてファミリーを厚くするため、「分割由来の特許が訴訟に多い」という観察は、「分割だから勝てる」のではなく「勝てる（価値の高い）特許だから分割も打たれている」という共通要因や逆方向の因果でも説明できる。さらに、「当て込み」は被告製品を見てからクレームを設計する行為であるから、当て込みに成功した特許の充足性が高いのは半ば定義的であり、認容率の高さはその同語反復を含む。論説はこれらの留保を付さずに「分割

出願が特許権の行使に有効な手段として活用されていることが分かる」と結論づけているが、統計から言えるのは相関の存在までである。

3.5 最新統計による補足

特許行政年次報告書 2025 年版によれば 2024 年の特許出願件数は 306,855 件（前年比 3.6% 増）であり⁴、出願総数の回復基調が続いている。分割出願の実数は 2021 年から 2023 年の 2 年間で約 27% 増加しており³、論説が指摘する増加傾向は継続しているとみられる（2024 年の分割実数は本評釈では確認していない）。

4. 事例分析の検討

4.1 分類の妥当性

論説は有効な手段を「上位概念化」「当て込み」「有効性強化」「その他」の 4 類型に分ける。しかし No.12・No.15 は上位概念化と当て込み（または有効性強化）の双方に該当し、No.7・No.16 の「当て込み」は分割ではなく審査段階の補正（用途限定）によるもので、「その他」には No.4（早期審査による時間短縮）と No.6（特許法 104 条の推定）という性質の異なる事例が同居する。類型は事例の「切り口」として有用だが、分割戦略の構成要素を体系化する枠組みとしては未整理であり、第 7 章で 5 軸への再構成を提案する。

4.2 事実関係の確認結果

表 2 は、論説が挙げる 16 事例のうち、本評釈で一次資料または信頼できる判例紹介により確認できた事項を整理したものである。確認できなかった事例は「未確認」とし、論説の記述の正確性を否定するものではない。

表 2 事実関係の確認結果一覧

No.	事件・特許	確認できた事項	確認状況・出典
1	東京地裁 H30(ワ)1130／ 知財高裁 R3(ネ)10084、 特許 4466883（再帰反射 シート）	日本カーバイド工業対スリーエム。東京地判令和 3 年 8 月 31 日は約 15.5 億円の請求を認容、控訴審で維持	確認（二次資料） ¹¹
2	東京地裁 R3(ワ)29388／ 知財高裁 R4(ネ)10094、 特許 6752438（HFO- 1234yf）	知財高判令和 5 年 10 月 5 日はサポート要件違反を理由に控訴棄却。同ファミリーには審決取消訴訟（令和 4 年（行ケ）10125・10126 号、令和 7 年（行ケ）10075 号・知財高判令和 8 年 5 月	控訴審は確認 ⁷ 。第一審の無効理由の構成（論説は分割要件違反とする）は要確認。姉妹事件は ²⁴

No.	事件・特許	確認できた事項	確認状況・出典
		13 日) があり、論説の射程外	
3	大阪地裁 H30(ワ)3226／ 知財高裁 R2(ネ)10024、 特許 4866978 (椅子式マ ッサージ機)	—	未確認
4	大阪地裁 H30(ワ)1391、 特許 6253829 (マッサー ジ機)	—	未確認
5	東京地裁 H31(ワ)7178／ 知財高裁 R2(ネ)10042、 特許 5769141・6159845 (車両誘導システム)	親特許 4379879 と分割特許 2 件に係る 事件として紹介あり	特許番号のみ確認 ²⁶ 。分割日・査 定日は未確認
6	東京地裁 H30(ワ)18555 ／知財高裁 R2(ネ)10059、特許 6275313 (エクオール含 有抽出物)	大塚製薬対ダイセル・アドバンスト・ メディカル・ケア。知財高判令和 4 年 2 月 9 日は特許法 104 条の推定を適用 して逆転侵害成立、最高裁令和 4 年 11 月で確定。物クレーム特許 5946489 に 基づく別件は大塚製薬敗訴	確認 ⁸⁹
7	大阪地裁 H27(ワ)4292／ 知財高裁 H30(ネ)10063、特許 4659980・4912492 (二酸 化炭素含有粘性組成物)	メディオン・リサーチ・ラボラトリー ズ対ネオケミアほか。知財高判令和元 年 6 月 7 日は損害額算定 (102 条 2 項・3 項) に関する大合議判決	確認 ¹² 。論説は大合議である点に 言及していない
8	東京地裁 H29(ワ)36506、特許 6206897・6089190 等 (コンピュータシステ ム)	LINE の「ふるふる」機能をめぐる事 件として判例データベースに掲載	確認 ¹³ 。当事者名は本評釈では特 定せず
9	東京地裁 H29(ワ)32839 ／知財高裁 R2(ネ)10035、特許 6121026 (美容器)	—	未確認
10	東京地裁 H30(ワ)10126 ／知財高裁 R2(ネ)10045、特許 4392521・4317157 等	グリッドマーク対ワールド・ファミリ ー。知財高判令和 3 年 3 月 4 日はサポ ート要件違反・新規事項追加を理由に 控訴棄却	確認 ¹⁰

No.	事件・特許	確認できた事項	確認状況・出典
	(ドットパターン)		
11	大阪地裁 H30(ワ)3461、 特許 5467126 (薬剤分包 装置)	特許 5467126 に係る事件として判例デ ータベースに掲載	特許番号のみ確認 ²⁵
12- 16	各事件番号・特許番号は 論説どおり	—	未確認

確認できた範囲では、事件番号・特許番号・結論に誤りは見当たらなかった。なお No.2 について、論説は第一審が「原出願の当初明細書等に記載された事項の範囲でなされたものではない」(分割要件違反)としたと記すが、二次資料の中には第一審の無効理由を別の構成で紹介するものもあり、判決文での確認を要する。No.5 に関し、特許 5769141 の「平成 26 年 11 月 26 日」がクレーム補正の日か特許査定の日かは論説の文章からは一義的でなく、登録番号帯 (5,769,xxx 番台は 2015 年登録とみられる) との整合を考えると前者と読むべきであろう。

4.3 評価できる分析

No.8 (コンピュータシステム) は本論説の白眉である。第 3 世代の特許 6089190 号の侵害訴訟で被疑侵害者が「所定時間中に所定距離内に位置することが交流開始の必要十分条件である」と争点化したのに対し、第 7 世代の特許 6206897 号では請求項 1 で「必要条件」と規定し、従属項で「十分条件」(一方の申出と相手方の同意)を書き分けた。係属維持と訴訟情報のフィードバックによるクレーム設計の実例として、分割戦略の到達点を示す。

No.9 (美容器)・No.11 (薬剤分包装置) は、充足性の「立証コスト」という実務の要諦を突く。ハンドル本体の凹部とカバーという外観で判別できる特徴、磁石の取付角度という配置上の特徴でクレームを構成し、機能的・情動的な構成要件(磁石による情報付与)を外すことで、侵害立証を外形の観察に帰着させている。この「立証軸」は論説の 4 類型のいずれにも収まりきらない独自の価値である。

No.4 (マッサージ機) は、親出願が拒絶査定不服審判に係属して権利化が遅れる場合に、分割出願と早期審査を組み合わせる先に権利化する「時間軸」の戦略を示す。No.3・No.5・No.13 における「被告製品の上市→原告の察知→分割・補正→情報提供」という時系列の突合は、方法論として他の案件にも適用可能である。

4.4 疑問・留保を要する分析

No.6（エクオール）と特許法 104 条。論説は「製造方法により生産される物に対象製品のみが含まれるような極力狭い範囲でクレームアップすることで、他の製法や工程が入り得る余地が少なくなる結果、推定規定の適用可能性を高め」と述べる。しかし 104 条の推定が成立する要件は「その物が特許出願前に日本国内において公然知られた物でないとき」であり、クレームの広狭は直接の要件ではない。本件控訴審が推定を適用したのは、パラメータで限定された請求項の「物」に既知の物が該当しないと判断されたためであり⁹、狭いクレームは公知物該当性の否定を通じて間接的に推定成立を助けるにすぎない。論説の指摘は結論において支持できるが、要件構造（物の新規性が要件であり、クレームの狭小化はその充足を助ける手段である）を明示すべきであった。

No.7・No.16 の分類。両事例で被告製品への「当て込み」を実現したのは審査段階の用途限定の補正であり、分割出願であることはその舞台にすぎない。補正による当て込みは通常出願でも可能であるから、これらを「分割出願の効用」として整理するには、分割によって補正の機会が追加的に得られたという点を明示する必要がある。また No.7 が損害額算定に関する大合議判決であることは、事例の位置づけとして一言あってよかった¹²。

No.12・No.14 の両義性。いずれも上位概念化・構成変更で充足性の争点を封じることにより「成功」と評価されるが、結論は分割要件と無関係の無効理由により権利行使不成立である。注 6 により「結論に関わらず功を奏した手段を取り上げる」という方針は明示されているものの、「手段としては奏功」と「結果としては敗訴」の両義性は読者が誤読しやすく、事例の冒頭で結論を示す構成が望ましかった。

推認の性格。No.3・No.5・No.13・No.15 等における「当て込み」の推認は時系列に基づく状況証拠であり、論説自身「不明」「可能性が考えられる」と留保している点は誠実である。ただし No.9 では「可能性が高い」、No.15 では「期限ぎりぎりまで市場の様子を見ながら特許権者が対応を決めたのではないか」と踏み込んでおり、後者は単なる期限管理の遅れとも整合する。推認の強さの基準を統一し、まとめて一括して「意図の推認は状況証拠にとどまる」旨を明示すれば、事例集としての信頼性はさらに高まる。

5. 法的枠組みからの補足

5.1 特許法 44 条の時期的要件と遡及効

本論説が描く「臨機応変な権利化戦略」は、制度改正の産物である。平成 18 年改正（平成 19

年4月1日施行)により特許査定・拒絶査定の際本送達後30日以内の分割が認められ(44条1項2号・3号)、平成20年改正(平成21年4月1日施行)により拒絶査定後の分割可能期間は3か月に延長された¹⁴¹⁵。査定後に被告製品を見てから分割で当て込むという戦略は、この時期的要件の緩和なしには成り立たない。同時に、分割が不適法(原出願の当初明細書等の範囲外)と判断されれば出願日の遡及効(44条2項)を失い、原出願の公開公報によって新規性を失うという致命的な結果を招く。No.2の第一審が論説の記述どおり分割要件違反を認定したのであれば、それはこの構造の実例である。

5.2 50条の2と補正の制限

平成18年改正は分割時期の緩和と引き換えに50条の2を新設し、原出願で既に通知された拒絶理由と同一の拒絶理由を分割出願に通知する場合にその旨を付記し、17条の2第5項の補正制限(請求項の削除、限定的減縮、誤記訂正、明瞭でない記載の釈明)を及ぼすこととした¹⁴。立法趣旨は分割の繰り返しによる審査の遅延と濫用の防止である。すなわち、親出願で拒絶理由を受けた構成を分割で「上位概念化」して再度争う場合、50条の2の通知を受ければ以後の補正の自由度は大きく制約される。当て込みに必要な補正は、分割出願と同時にまたは最初の拒絶理由通知前に先行して行う必要があり、本論説がこの点に一切触れていないのは実務書としての最大の欠落である。

5.3 新規事項・サポート要件・39条

分割出願のクレームは原出願の当初明細書等の範囲内(44条1項)かつ分割後の補正が新規事項を追加しないこと(17条の2第3項)を要し、さらにサポート要件(36条6項1号)を満たさなければならない。No.2・No.10はこの制約が「当て込み」の限界を画した事例であり、論説の(3)・(4)の教訓はこれに対応する。加えて、親出願と分割出願に同一の発明が残る場合には39条2項(同日出願)の問題が生じ、同一出願人であっても一方が拒絶されるのが原則であるから、ファミリー内でのクレームの差別化は法的にも要請される。

5.4 出願経過の参酌と均等論第5要件

分割特許のクレーム解釈において親出願の出願経過(意見書での陳述、限定補正)を参酌しうるかは、当て込み戦略の裏面のリスクである。親出願で公知技術との区別のために限定・陳述した事項を、分割出願で上位概念化して取り戻そうとする場合、被疑侵害者は親出願の包袋を援用して限定的解釈や禁反言を主張しうる。裁判例は個別判断であるが、同一ファミリーの出願経過が参酌される可能性は実務上無視できない。

また、均等論の第 5 要件について最高裁は、出願時に容易に想到できた他の構成をクレームに記載しなかったというだけでは意識的除外にあたらないが、出願人が当該構成を認識しながらあえて記載しなかったと客観的・外形的に認められる場合は除外にあたるとした¹⁷。分割出願で文言侵害を確保する戦略は、均等主張の不確実性を回避する合理的手段であるが、親出願で限定した構成を分割で外す場合には、親特許側の均等主張に第 5 要件の問題が生じうる。攻めの分割戦略は、ファミリー全体の解釈リスクとセットで設計されるべきである。

5.5 大合議判決の引用と射程

論説が末尾で引用する大合議判決は、知財高判令和 5 年 5 月 26 日（令和 4 年(ネ)第 10046 号、特許第 6526304 号、ドワンゴ対 FC2）である⁵。同事件では、先行する別件訴訟でドワンゴが敗訴した後に分割出願で権利化した特許が行使され、FC2 側は別件の結果を覆す目的の分割は特許法 32 条の「公の秩序」を害する発明に当たると主張したが、知財高裁はこれを退けた。同判決は最判令和 7 年 3 月 3 日（令和 5 年(受)第 2028 号）で上告棄却により確定しており⁶、原稿受領（2026 年 3 月 6 日）の時点で言及可能であったが論説は触れていない。論説が引用する「同じ発明を繰り返して分割出願すること自体を不適法とする旨の規定は存在しない」等の文言は、本評釈では判決文全文での逐語確認に至っていない。

射程については注意を要する。同判決が否定したのは 32 条の公序違反該当性であり、繰り返し分割による権利行使が権利濫用（民法 1 条 3 項）に当たりうるかは別論である。論説は「制度の濫用になり得るとする見解もある」と紹介するにとどまるが、大合議判決は濫用論を一般的に封じたものではなく、分割の繰り返しを不適法とする「規定がない」ことと、個別事案で濫用が成立しないこととは区別して読むべきである。

6. 先行研究と国際比較

米国では、Lemley=Moore が 1976 年から 2000 年に発行された特許 224 万件余りを分析し、継続出願が全出願の 23%にとどまる一方で訴訟特許の 52%を占めることを示した¹⁸。Allison らも訴訟に至る「価値ある特許」の特徴として継続出願との関連を報告している¹⁹。本論説の「分割は出願の 12.4%だが訴訟の約 35%、認容率 52.6%」という日本のデータは、これらと構造的に符合しており、分割・継続出願が訴訟に偏在する現象が日米に共通することを示唆する。Lemley=Moore は同時に、競合製品を見てからクレームを起草する戦略が第三者に不意打ちと監視負担を課すことを問題視しており、日本の「当て込み」論の裏面を照らす。競合製品を狙った継続クレームの追加自体を適法とした米連邦巡回区の判例（Kingsdown 事件）²¹がある一方、記載要件（written description）がその限界を画する構造も日本と同型である。近年も Righi=

Simcoe が継続出願実務の戦略的利用を実証している²⁰。

政策面では、米国特許商標庁が 2025 年 1 月 19 日施行の料金改定で、最先の利益主張日から 6 年超の継続出願に 2,700 ドル、9 年超に 4,000 ドルの追加料金を導入し、長期係属戦略にコストを課した（同時期に提案されたターミナルディスクレーマー厳格化規則は撤回された）²²。欧州特許庁は 2014 年 4 月 1 日に分割出願の 24 か月期限を撤廃する一方、第 2 世代以降の分割出願に追加手数料を課している²³。日本の平成 18 年改正も、分割の利便性向上と濫用防止のバランスを産業構造審議会で議論した上でのものであり¹⁶、50 条の 2 はその均衡装置である。日本では米欧のような世代・期間に応じた追加料金は導入されておらず、分割の増加が続く中で第三者の監視コストをどう分配するかは今後の政策論点となりうる。

本論説は国内外の先行文献を一切引用していない。委員会報告という性格を割り引いても、国際的な実証知見と接続すれば「日本でも分割が訴訟特許に偏在する」という発見の意義は明確になり、政策的含意（濫用抑止と正当な柔軟性の均衡）にも言及できたはずである。

7. 実務への示唆と提言

7.1 5 軸による再構成

論説の 3 類型（上位概念化・当て込み・有効性強化）に、時間軸（早期審査による早期権利化、分割による係属維持）と立証軸（侵害立証の容易化）を加えた 5 軸で整理すると、論説の 16 事例は表 3 のように体系的に位置づけられる。

表 3 分割出願戦略の 5 軸整理

軸	内容	論説の該当事例
①上位概念化・削除	作用効果に直接関わらない限定を外し、充足性の争点を減らす。50 条の 2 の補正制限に注意	No.1、No.12、No.15、No.14
②当て込み限定	被告製品の構成に合わせて用途・構成を限定し、文言侵害を確保する。新規事項・サポート要件が限界	No.2、No.7、No.16、No.8
③有効性強化	親出願以降に提示された公知文献との関係で具体的構成を限定する	No.3、No.5、No.13、No.15
④時間軸	早期審査で親出願より先に権利化する。分割の繰り返して係属を維持し、訴訟情報をクレームに反映する	No.4、No.8
⑤立証軸	外観・配置など観察で判別できる特徴でクレーム	No.9、No.11、No.6

軸	内容	論説の該当事例
	ムを構成し、情報的・機能的要件を外す。製法クレームでは 104 条の推定を意識する	

7.2 出願人・知財部門への示唆

- ・明細書設計：後の上位概念化と当て込みに耐えるよう、実施例のバリエーションに加え、各構成の技術的意義・作用効果・課題を明記する（No.2・No.10 の教訓）。とりわけ組成物発明では、副成分の存在意義を記載しなければサポート要件で当て込みが崩れる。
- ・クレーム設計：外観・配置など立証容易な特徴を意図的に用意し、機能的・情報的要件に依存しないクレームをファミリー内に一つは持つ（No.9・No.11）。
- ・手続設計：査定後 30 日・拒絶査定後 3 か月という分割の窓を管理し、50 条の 2 の通知を受ける前に所望の補正を先行させる。親出願で行った限定・陳述が分割特許の解釈に及ぶリスクを踏まえ、親は広く、子で当て込むという役割分担を明確にする。
- ・訴訟との連動：係属中の分割出願を維持しておけば、訴訟での被疑侵害者の主張を後続クレームに反映できる（No.8）。訴訟提起前に係属分割の有無を確認することは、権利行使戦略の基本動作である。

7.3 第三者・被疑侵害者への示唆

分割戦略は第三者に FTO 上の継続的な監視義務を課す。登録特許のクリアランスだけでは不十分であり、競合の係属中の分割出願とその補正の動向を監視対象に含める必要がある。防御策としては、①分割ファミリーの継続的ウォッチ（AIを用いた公報・包袋の自動監視は実務的に有効である）、②親出願・分割出願への情報提供による有効性の予防的毀損（No.3・No.13 では情報提供がなされている）、③無効審判・訂正審判の動向把握、④親出願の出願経過を用いた限定解釈・禁反言の主張、⑤設計変更の検討に際して係属分割の当て込み可能性を織り込むこと、が挙げられる。

7.4 政策的視点

分割の増加は出願人の柔軟性を高める一方、第三者の監視コストと審査負担を増大させる。米欧が期間・世代に応じた追加料金で均衡を図っているのに対し、日本は 50 条の 2 と記載要件による実体的規律に依拠している。本論説の観察が示すように分割由来特許が訴訟の 3 分の 1 を占める状況が続くなら、審査・料金制度の側から分割の外部コストをどう内部化するかは、今後の

制度論の主題となりうる。

8. 結語

本論説は、分割出願を「発売後の他社製品への当て込み手段」として活用する実務を、具体的なクレーム操作と審査経過の時系列のレベルで可視化した点で高い実務的貢献をもつ。とりわけ、訴訟情報を後続の分割クレームに反映する手法（No.8）と、立証容易な外形的特徴でクレームを構成する手法（No.9・No.11）の抽出は、多くの知財部門にとって直ちに応用可能である。

他方、統計は関連の記述にとどまり因果を語るものではないこと、分割ファミリー固有の法的制約（50 条の 2、39 条、出願経過参酌、均等論第 5 要件）への言及がないこと、国内外の先行研究・政策動向と接続していないことは、続報で補われるべき課題である。分割由来特許の権利化と権利行使は今後も増加が見込まれ、審決取消訴訟（論説注 7）や上告審の展開を含めた継続的な分析が有益であろう。

参考文献

- [1] 令和 6 年度特許委員会第 2 部会第 1 グループ（小林正和・本間恵・稲宮真衣子・加島広基・熊井寛・久松洋輔・山本航介・徳山英浩・藤本賢佑・遠藤太介・片岡泰明）「分割出願の活用事例についての検討」『パテント』Vol.79 No.7（2026 年）29-37 頁（原稿受領 2026 年 3 月 6 日）。
- [2] 特許庁「特許行政年次報告書 2024 年版をとりまとめました」（2024 年）
<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2024/matome.html>（2026 年 9 月 13 日アクセス）。
- [3] 高石秀樹「【特許行政年次報告書 2024 年版】特許の『分割出願』急増!!」中村合同特許法律事務所 Legal Updates（2024 年 8 月 2 日）https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/（記事個別 URL は日本語パスのため本稿では省略。同サイト内の該当記事を参照）。
- [4] 特許庁「特許行政年次報告書 2025 年版をとりまとめました」（2025 年）
<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2025/matome.html>（2026 年 9 月 13 日アクセス）。
- [5] 知財高判令和 5 年 5 月 26 日（令和 4 年(ネ)第 10046 号）特許権侵害差止等請求控訴事件〔コメント配信システム〕（大合議、特許第 6526304 号）。判決文：<https://www.courts.go.jp/ip/vc-files/ip/2023/4n10046chizai.pdf>（2026 年 9 月 13 日アクセス）。論説注 8 は <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92146.pdf> を掲げる（後者は評者未確認）。
- [6] 種村佑介「ドワンゴ対 FC2 事件最高裁判決」早稲田大学 RCLIP（最判令和 7 年 3 月 3 日・令和 5 年(受)第 2028 号、上告棄却）<https://www.rclip.jp/jp/publications/dwango>（2026 年 9 月 13 日アクセス）。
- [7] 内田・鮫島法律事務所「判例紹介：知財高判令和 5 年 10 月 5 日（令和 4 年(ネ)第 10094 号）〔HFO-1234yf・特許第 6752438 号〕」<https://www.ip-bengoshi.com/archives/7536>（2026 年 9 月 13 日アクセス）。
- [8] 大塚製薬株式会社ニュースリリース「エクオール含有食品に関する特許権侵害訴訟の知財高裁判決

- について」(2022年2月10日)
https://www.otsuka.co.jp/company/newsreleases/2022/20220210_1.html、同「最高裁決定について」(2022年11月21日)
https://www.otsuka.co.jp/company/newsreleases/2022/20221121_1.html (いずれも2026年9月13日アクセス)。
- [9] 中村合同特許法律事務所「令和2年(ネ)10059【エクオール含有抽出物及びその製造方法】」Legal Updates https://www.nakapat.gr.jp/en/legal_updates_jp/ (日本語パスのため個別URLは省略、2026年9月13日アクセス)。
- [10] IP Force 判決データベース「知財高判令和3年3月4日(令和2年(ネ)第10045号)〔ドットパターン〕」<https://ipforce.jp/Hanketsu/jiken/no/13084> (2026年9月13日アクセス)。
- [11] 小池眞一「再帰反射シート事件(東京地判令和3年8月31日・平成30年(ワ)第1130号)」『知財ぷりずむ』2023年1月号 https://www.jiii.or.jp/chizai-members/contents23/202301/202301_3.pdf (2026年9月13日アクセス)。
- [12] ユニアス国際特許事務所「判例紹介：知財高判令和元年6月7日(平成30年(ネ)第10063号)〔二酸化炭素含有粘性組成物〕大合議判決」https://www.unius-pa.com/wp/wp-content/uploads/H30_ne_10063.pdf (2026年9月13日アクセス)。
- [13] IP Force 判決データベース「東京地裁平成29年(ワ)第36506号(特許第6206897号・第6089190号等)」<https://ipforce.jp/Hanketsu/jiken/no/13175> (2026年9月13日アクセス)。
- [14] 特許庁『平成18年 特許法等の一部改正 産業財産権法の解説』第2章「分割制度の見直し」(第44条・第50条の2関係)
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/h18/document/tokkyo_kaisei18_55/2-2.pdf (2026年9月13日アクセス)。
- [15] 特許庁『特許・実用新案審査基準』第VI部第1章「出願の分割」
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/ (当該章の個別URLは評者未確認)。
- [16] 特許庁 産業構造審議会 知的財産政策部会 特許戦略計画関連問題ワーキンググループ配付資料「分割出願制度の見直しについて」https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyokouzou/shousai/senryaku_wg/document/02-shiryoku/paper05.pdf (2026年9月13日アクセス。作成年は資料上で要確認)。
- [17] 最判平成29年3月24日民集71巻3号359頁〔マキシカルシトール〕(均等の第5要件)。
- [18] Mark A. Lemley & Kimberly A. Moore, "Ending Abuse of Patent Continuations," 84 Boston University Law Review 63 (2004). <https://ssrn.com/abstract=462404> (2026年9月13日アクセス)。
- [19] John R. Allison, Mark A. Lemley, Kimberly A. Moore & R. Derek Trunkey, "Valuable Patents," 92 Georgetown Law Journal 435 (2004)。
- [20] Cesare Righi & Timothy Simcoe, "Patenting inventions or inventing patents? Continuation practice at the USPTO," RAND Journal of Economics (2023).
<https://onlinelibrary.wiley.com/doi/abs/10.1111/1756-2171.12446> (2026年9月13日アクセス)。

- [21] Kingsdown Medical Consultants, Ltd. v. Hollister Inc., 863 F.2d 867 (Fed. Cir. 1988) (en banc in part).
- [22] Foley & Lardner LLP, "USPTO Drops Proposed Rules on Terminal Disclaimers" (Dec. 2024) <https://www.foley.com/insights/publications/2024/12/uspto-drops-proposed-rules-terminal-disclaimers/> (2026 年 9 月 13 日アクセス)。継続出願追加料金は USPTO, "Setting and Adjusting Patent Fees During Fiscal Year 2025," Final Rule, 89 Fed. Reg. (Nov. 20, 2024), effective Jan. 19, 2025 (連邦官報 URL は評者未確認)。
- [23] European Patent Office, Decision of the Administrative Council of 16 October 2013 amending Rules 36, 38 and 135 EPC (CA/D 15/13), OJ EPO 2013, 501 (2014 年 4 月 1 日施行。分割出願の 24 か月期限撤廃と第 2 世代以降の分割出願追加手数料)。URL は評者未確認。
- [24] 知財高判令和 8 年 5 月 13 日 (令和 7 年(行ケ)第 10075 号) 審決取消請求事件 (特許第 6752438 号の姉妹特許に係る事件。裁判所ウェブサイト掲載判決文、文書番号 95970。URL は評者未確認)。
- [25] ITJ 法律事務所 裁判例集「特許第 5467126 号 (薬剤分包装置) に係る事件」
<https://hanrei.japanlaw.net/a/185/090185> (2026 年 9 月 13 日アクセス)。
- [26] Lexology, "Vehicle guidance system case (JP4379879 / JP5769141 / JP6159845)"
<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=ae43474c-99bd-404c-96a7-98aef9fc07fb> (2026 年 9 月 13 日アクセス)。

(注) 本評釈における事実関係の確認は 2026 年 9 月 13 日時点のウェブ上の一次・準一次資料によるものであり、「未確認」と記した事項および判決文の逐語引用については、判決原文・特許公報での確認を経てから公表・引用されたい。